

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 3 月 27 日

海上保安庁長官

石井 昌平（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 国立研究開発法人 産業技術総合研究所
- （2）住 所 茨城県つくば市東 1-1-1 中央第七

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区 域
別添付図のとおり
- （2）期 間
令和 6 年 4 月 4 日～令和 6 年 4 月 15 日

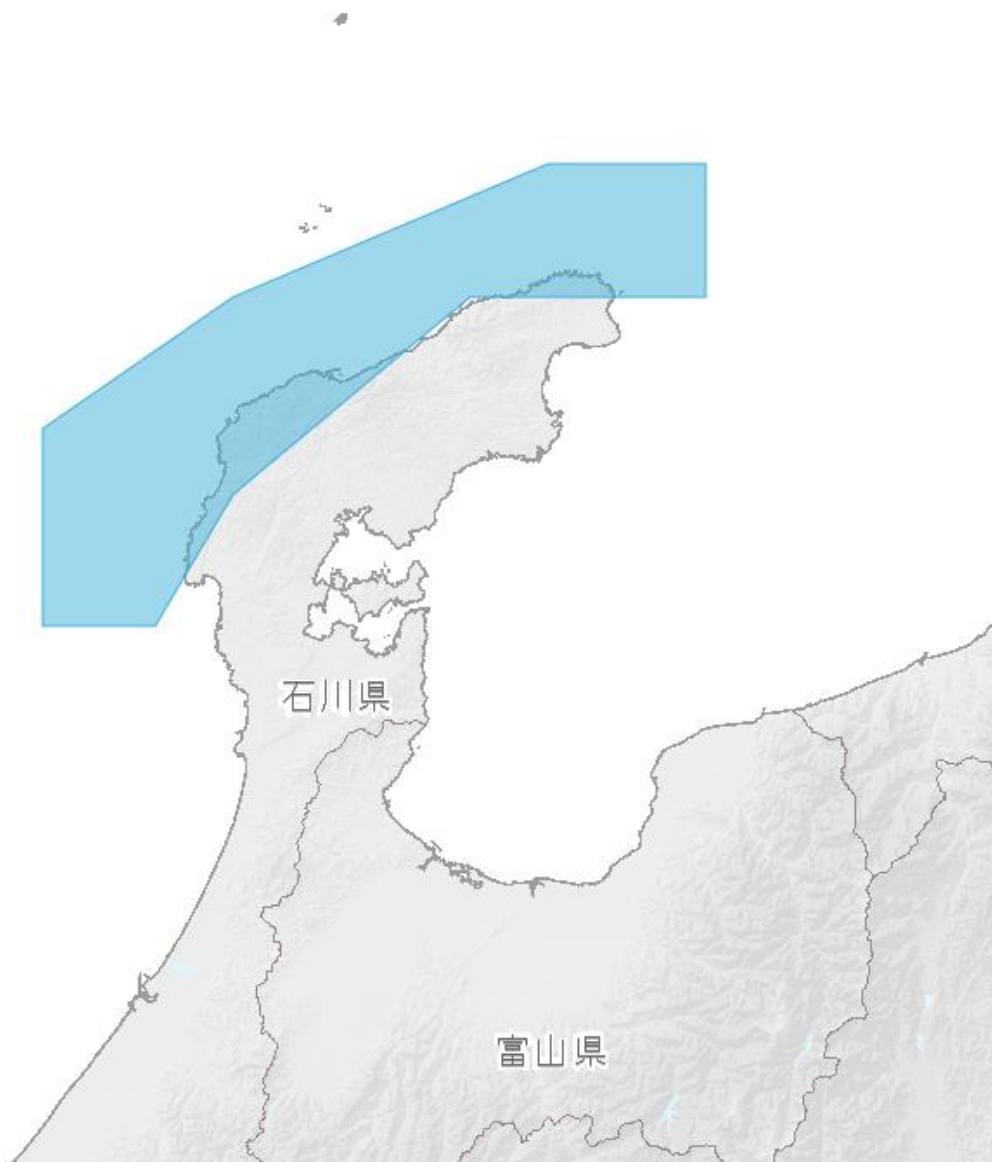
3 水路測量の実施方法

GPS による測位、ブーマー音源による反射法音波探査、高分解能地層探査装置による表層地層探査、マルチナロービーム測深機による水深測定、水中ドローンによる海底観察

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚
- （2）第九管区水路通報

付図



※陸域は除く

背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan